

「同行援護」サービス 開始のお知らせ

障害者自立支援法の一部が改正され、平成 23 年 10 月 1 日から、重度の視覚障害者(児)の方に対する外出時の移動を支援する同行援護サービスが、障害福祉サービスとして新たに開始されました。

本会では、サービス提供事業所として県の指定を受け、平成 24 年 1 月 4 日からサービス提供を開始いたしました。利用方法など、詳しくは、下記までお問い合わせください。

同行援護の対象となる方

重度の視覚障害により、移動に著しい困難を有する方

サービス内容

移動時及び外出先においての視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)や移動の援護や介護となります。

問合せ

水戸市赤塚 1-1 水戸市福祉ボランティア会館内
水戸市社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター
☎ 309 - 5001